諮問番号：平成３０年度諮問第２１号

答申番号：平成３０年度答申第２５号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　大阪府知事（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年５月３１日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当認定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求人の配偶者（以下、「審査請求代理人」という。）は、子（平成２６年８月○○日出生）に障害があるのではないかと疑い、○○市の保健センター（以下、「保健センター」という。）に相談をした。

しかし、保健センターの職員からは、療育サービスの費用について虚偽の説明をされ、「発達検査」を勧められず、手当についての説明がなかった。

保健センターの職員が、適切な助言等を行っていれば、子が３歳となる平成２９年８月○○日頃には診断を受け、特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の認定を受けることができたはずである。

したがって、本件処分は適切な時期に認定していないため、支給開始年月を平成３０年４月分からとする本件処分を取り消し、６か月分を遡及して支給する認定処分を行うべきである。

２　審査庁

（１）本件審査請求は、棄却すべきである。

（２）平成３１年２月４日付けで審査会から審査庁に対して行った質問に対する審査庁回答書の要旨

平成３１年２月２５日付け子家第３７００号（以下「審査庁回答書」という。）において、審査庁が保健センターの対応を法第５条の２第２項の「やむを得ない理由」（以下「やむを得ない理由」という。）に該当しないと判断した理由及び○○市における手当の制度に係る情報提供の状況について、審査庁は次のように回答した。

　ア　「児童扶養手当法　特別児童扶養手当の支給に関する法律の解釈と運用（中央法規出版　昭和６２年８月１０日発行）（以下「法の解釈と運用」という。）」によれば、やむを得ない理由に該当する具体例は、「震災、風水害等の自然災害はもちろん、火災などの災害のほか、急病、出産、交通事故などによって認定の請求ができない場合をいう」とされている。

　　　審査請求人は、保健センターの対応が原因で手当の認定の請求が遅れたと主張するが、保健センターは段階的に説明していこうとしていた。また、　審査請求人の仕事が多忙であることは、やむを得ない理由に該当する具体例に該当しないと判断した。

　イ　手当の制度の周知は、ホームページに制度の案内を掲載するとともに、手当の窓口でパンフレット「障がい者（児）福祉のあらまし」を開架している。また、保健センターの窓口においても、手当の制度を含む子育て情報誌を開架し、必要に応じて制度の案内を行っている。

　ウ　前記イの裏付けとなる添付資料として、「ホームページ」の画面コピー、冊子「障がい者（児）福祉のあらまし」、子育ての情報誌「○○○○○○○○○」、文書（特別児童扶養手当について（申請案内））を提出する。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

　　処分庁は、平成３０年３月９日に審査請求人から提出があった特別児童扶養手当認定請求書について、法第５条第１項及び法第５条の２第１項に基づき、診断書の判定を経て、同年５月３１日付けで認定し、請求書を提出した３月の翌月の４月から支給しているため、本件処分は、違法又は不当であるということはできない。また、審査請求人は、審査請求書の中で、手当の所管窓口ではない保健センターの対応を理由に遡及して支給する認定処分を求めているが、これはやむを得ない理由に該当するとは認められない。

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却が妥当である。

**第４　調査審議の経過**

平成３１年１月１８日　　諮問書の受領

平成３１年１月２４日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：２月７日

口頭意見陳述申立期限：２月７日

平成３１年１月２８日　　第１回審議

　平成３１年２月　４日　　審査会から審査庁に対し回答の求め（回答書：平成３１年２月２５日付け子家第３７００号）

平成３１年２月　８日　　第２回審議

　平成３１年３月１１日　　第３回審議

　平成３１年３月２０日　　第４回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）特別児童扶養手当等の支給に関する法律

　　第３条　国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する（その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。

　　２－５　（略）

第５条　手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（中略）の認定を受けなければならない。

２　（略）

　第５条の２　手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

２　受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後１５日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

３－４　（略）

　　第３８条　特別児童扶養手当の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。

２　（略）

（２）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和５０年政令第２０７号。）

第１３条　法第３８条第１項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む。）が行うものとする。

一　法第５条に規定する認定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

二―五　（略）

（３）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和３９年厚生省令第３８号）

第１条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号。以下「法」という。）第５条の規定による特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（様式第１号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事（中略）に提出することによつて行わなければならない。

　　　一―七　（略）

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、下記の事実が認められる。

（１）平成３０年３月９日、○○市は法第５条の規定による認定の請求（以下「本件認定請求」という。）を審査請求人から受理した。

（２）平成３０年３月１９日、処分庁は審査請求人からの本件認定請求を収受した。

（３）平成３０年５月３１日、処分庁は、手当の支給開始年月を同年４月からとする本件処分を行った。

（４）平成３０年６月２６日、審査請求代理人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）支給要件に係る審査について

処分庁は、第３の２のとおり、法第５条第１項に基づく受給資格について、認定とする処分を行ったものである。そして、本件処分のうち、支給開始年月を「平成３０年４月から」とすることを除き、審査関係人に争いはない。

（２）支給期間について

審査請求代理人は、子に障害があるのではないかと疑い、保健センターに相談をしたが、保健センターの職員からは、手当についての説明がなく、保健センターの職員が、適切な助言等を行っていれば、子が３歳となる頃には診断を受け、手当の認定を受けることができたはずであり、支給開始年月を平成３０年４月分からとする本件処分を取り消し、６か月分を遡及して支給する認定処分を行うべきであることを主張する。

本件についてみると、手当の支給の始期は、前記１（１）法第５条の２第１項において、受給資格者が法第５条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始めると定められており、第２項において、受給資格者が災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合で、その理由がやんだ後１５日以内にその請求をしたときの手当の支給は、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めることが定められている。また、「災害その他やむを得ない理由」は、法の解釈と運用において、震災、風水害等の自然災害はもちろん、火災などの災害のほか、急病、出産、交通事故などによって認定の請求ができない場合をいうと解することに不合理はない。

また、審査請求人に自然災害、火災のほか、急病、死亡及び交通事故等の理由がある旨の明確な主張はなかった。

以上のとおり、審査請求人が行った本件認定請求は、法第５条の２第２項に規定される「災害その他やむを得ない理由」に該当せず、他に具体的支給根拠となる規定が存在しないことから、支給開始年月を平成３０年４月分からとする本件処分を取り消し、６か月分を遡及して支給する認定処分を行うべきであるという審査請求人の主張を認めることはできない。

（３）手当の周知等について

　　　審査庁回答書の添付資料から、○○市における手当の周知については、同市が作成する子育ての情報誌「○○○○○○○○○」において受給対象者及び窓口が、ホームページにおいて支給対象者、支給制限、手続に必要な書類等及びお問い合わせ先がそれぞれ案内されていることが認められる。

また、手当の窓口となる○○市障がい福祉課において、手当の窓口、支給額及び支給の制限等を記載した「障がい者（児）福祉のあらまし」が案内され、手当の対象者となり得る者に対しては手当の月額、支給方法、申請時に必要な書類等を記載した「文書（特別児童扶養手当について（申請案内））」が交付されていることが認められる。

審査請求人の主張である手当の周知に関して、手当の周知の具体的な内容が審査庁から提出された諮問書には一切記載されず、審査請求人の主張に対する適切な説明であるとは言い難いが、ただ、法は、手当の周知に係る具体的な内容を規定せず、また、○○市では、上記のとおり一定の手当の周知は行われていることを考慮すると、保健センターが手当の周知を適切に行っていれば、早期に認定を受けることができたはずとする審査請求人の主張は、本件処分の違法又は不当を理由付けるものではない。

（４）以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）野一色　直人

委員　　　　　高畠　淳子

委員　　　　　松村　信夫